旅行に対する補助金

対 象 者

「被保険者」

補助の内容

心身の休養のために「直営保養所」以外の宿泊施設を利用した場合に、「宿泊を 含む旅行費用の一部」を補助する。

「被保険者」:1泊につき5,000円。年度内4泊まで。ただし、業務による出張は補助の対象となりません。

※被扶養者の方は、ご利用できません。

被保険者同士のご夫婦で同時に旅行し、旅行補助金を二人とも請求したい場合、それぞれの被保険者の氏名(フルネーム)で領収書の発行をお願いいたします。 宿泊施設によって、それぞれの領収書の発行が難しい場合や、インターネットから予約・領収書発行をした場合は、どちらか一方は領収書の原本を添付し、どちらか一方は領収書のコピーを添付してください。

※宿泊料が5,000円に満たない請求については、100円未満を切り捨てた実費 支給となります。

請求手続

「補助金請求書」に下記の書類を添付し、各事業所の担当者を通じて請求する。

【添付書類】

① 宿泊料の領収書

被保険者宛(フルネーム)の宿泊旅行代金の支払いを証明する領収書で、 コピーは不可

※上様、名字のみの領収書は認められません。

- ②利用明細書
- ③ 2泊以上の利用の場合は宿泊先が明記された利用明細書、海外旅行、ツアー旅行の場合はスケジュール表
- ④ カード支払いの場合でも名前の入った領収書を添付すること。
- ⑤ 海外の宿泊施設を利用し、日本語の利用内容の書類がない場合は必ず翻訳 文を添付すること。
- ⑥ 海外の宿泊施設を利用した際は、宿泊日の為替レートがわかる書類を添付すること。
- *各種補助金の請求期間は年度内まで(4月1日~翌年3月31日)とします。 最終締切は翌年4月1日です。
 - ※書類に不備があった場合、再度ご提出いただくこともありますので、早めにご提出ください。
- *提出された各補助金の請求に関しましては、翌月か遅くとも翌々月の25日までにお支払い致しますのでご確認ください。
- *各種申請書類は当健保のホームページからダウンロードしてください。